

平成29年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人 砂丘福祉会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成30年1月11日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取市福祉部高齢社会課 事業者管理係 現担当課：鳥取市福祉部地域福祉課 指導監査室

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>貴法人の役員等の報酬等に関する規程において、規程は設けられているが、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規程や単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規程は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められない。なお、無報酬の場合も規定すること。については、規則第2条の42の報酬等の支給基準に定める事項の理事等勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定め、職務執行の対価として支払われるよう見直しを図ること。(施行規則第2条の42、貴法人役員等の報酬等に関する規程、貴法人給与規程第9条)</p>	<p>平成30年3月22日開催の理事会で「役員及び評議員の報酬等に関する規程」の承認を得、平成30年4月1日から施行する。</p>
2	<p>貴法人経理規程第56条第4項の減価償却について、減価償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」(昭和40年大蔵省省令15号)によるものとなっているが、平成28年3月30日購入の自動車ハイエースについて、耐用年数5年で計上されている。普通自動車は6年となっているので</p>	<p>平成29年度決算時、修正する。</p>

	修正されたい。(留意事項 17、貴法人経理規程第 56 条第 4 項)	
3	<p>貴法人役職員退職手当支給規程第 3 条第 2 項退職手当金の支給について、第 3 条第 1 項を適用される退職金の他に本会が独自で積み立てている退職手当積立金の中から独立法人福祉医療機構退職手当共済約款で支給される額の 100 分の 150 を支給するとなっているが、積立金が計上されていない。ついては、その積立金を計上し、その積立金と同額の積立資産を計上すること。なお、積立金の計上を行う場合、理事会の議決により承認を得て行うこと。(会計省令第 6 条第 3 項、運用上の取扱い 19、留意事項 19 の (3)、貴法人経理規程第 40 条、貴法人役職員退職手当支給規程第 3 条第 2 項)</p>	平成 29 年度決算時、修正する。